

広報

かわら

人口と世帯	(-20)
人口	12,037
男	5,719 (-5)
女	6,318 (-15)
世帯	2,592 (+2)

(11月1日現在)

発行 河内村役場 編集 総務課広報係 発行日 昭和52年12月1日

No. 112



(上・金江津小学校) (下・金江津保育所)



金江津小学校 金江津保育所 完成 防音校舎第2号

新東京国際空港の航空機騒音に備え、改築工事をすすめていた金江津小学校と金江津保育所が十月二十日に完成いたしました。

金江津小学校

新校舎の概要是、建物総面積二、八四四、八平方米、鉄筋三階建で普通教室が一四教室、理科室など特別七教室、で、内補助金三二二、三八二千円、郵便局の簡易保険の積立金からの還元融資が六九、九〇〇千円、振興資金からの借入二、三〇〇千円、一般財源六、六七〇千円で、金江津の細谷建設㈱が施行。

金江津保育所

新保育所の概要是、建物総面積五八三、二五平方米、鉄筋平家建で、保育室五、遊び室、職員室各一、総工費は七六、二八四千円、国庫補助金五六、〇一七千円、年金積立金還元融資一二、八〇〇千円、振興資金五、六〇〇千円、一般財源一、八六七千円で、神栖町の常総開発㈱が施行。

国庫補助と
簡保融資で

6千97万8千円を補正 一般会計

第3回臨時
村議会から

主に 農地レール設置工事に 育苗施設設置補助金に

昭和52年度第3回臨時村議会が9月26日から3日間開かれ、各会計の補正予算、固定資産税の課税免除に関する条例の制定、源清田小学校体育館新築工事の諸負契約の承認など10議案が審議され、それぞれ原案どおり可決されましたのでお知らせします。

△議案第3号▽

河内村固定資産税の課税免除に関する条例の制定

農村地域工業导入促進法による指定地域において、製造の事業の用に供する設備を新設、又は増設した者にかかる

家屋、償却資産、土地の固定資産税を3ヶ月度分に限り免除する条例が制定された。

これを受け、農村地域への工業の導入を促進し、農業と工業との均衡ある発展に寄与し、住民福祉の向上をはかる目的で制定された。

△議案第2号▽

一般会計補正

4号議案は、一般会計予算の補正で才入才出それぞれ6千

6千2万4千円になります。学校費90万円、中学校費52

万8千円、幼稚園費9万2千円

千6百97万8千円を追加し、千円など)

手当支給条例の制定

在宅心身障害児の保護者に給(年額2万4千円)し、これらの人間の介護にある保育者と、その家族の精神的労苦にむきい、その福祉の増進

93万9千円など)

地方交付税2千4百19万円

(普通財政)

県支出金3千2百10万4千円(農業水産業費補助金3千11万4千円、民生費補助金95万8千円など)

村債9百10万円、寄付金1百58万4千円で充当されます。

△議案第5号▽

河内村国民健康保険条例の一部改正

助産費の支給額4万円を本年10月1日から6万円に引きあげられた。

△議案第4号▽

民生費1百52万5千円(福祉活動専門員補助金10万7千円、身障者住宅扶助33万円など)

河内村国民健康保険条例の一部改正

助産費の支給額4万円を本年10月1日から6万円に引きあげられた。

△議案第3号▽

河内村国民健康保険条例の一部改正

助産費の支給額4万円を本年10月1日から6万円に引きあげられた。

△議案第4号▽

民生費1百52万5千円(福祉活動専門員補助金10万7千円、身障者住宅扶助33万円など)

河内村国民健康保険条例の一部改正

助産費の支給額4万円を本年10月1日から6万円に引きあげられた。

△議案第6号▽

一般会計補正

4号議案は、一般会計予算の補正で才入才出それぞれ6千

6千2万4千円になります。学校費90万円、中学校費52

万8千円、幼稚園費9万2千円

千6百97万8千円を追加し、千円など)

河内村在宅心身障害児福祉手当を支給(年額2万4千円)し、これらの児童の保護者に給(年額2万4千円)し、それらの児童の介護にある保育者と、その家族の精神的労苦にむきい、その福祉の増進

93万9千円など)

給食会計補正

6百49万6千円を追加し、予算総額では1億4千56万2千円となりました。

補正された主なものは、一般管理費1百84万5千円(ボイラ購入費50万円、設備修理代等80万円など)

給食費114百65万1千円(給食材料代)

この支出には繰越金で充当されます。

△議案第8号▽

国保会計補正

才入才出それぞれ8百53万円を追加し、予算総額で4億6百44万3千円となりました。

△議案第9号▽

河内村国民健康保険条例の一部改正

助産費の支給額4万円を本年10月1日から6万円に引きあげられた。

△議案第10号▽

河内村国民健康保険条例の一部改正

助産費の支給額4万円を本年10月1日から6万円に引きあげられた。

△議案第11号▽

河内村国民健康保険条例の一部改正

助産費の支給額4万円を本年10月1日から6万円に引きあげられた。

△議案第12号▽

河内村国民健康保険条例の一部改正

助産費の支給額4万円を本年10月1日から6万円に引きあげられた。

△議案第13号▽

河内村国民健康保険条例の一部改正

助産費の支給額4万円を本年10月1日から6万円に引きあげられた。

△議案第14号▽

河内村国民健康保険条例の一部改正

93万9千円など)

△議案第7号▽

給食会計補正

6百49万6千円を追加し、予算総額では1億4千56万2千円となりました。

補正された主なものは、一般管理費1百84万5千円(ボイラ購入費50万円、設備修理代等80万円など)

給食費114百65万1千円(給食材料代)

この支出には繰越金で充当されます。

△議案第8号▽

学校給食センター廃水処理

淨化槽工事の契約について

総工費2千百44万円(工期は来年2月28日)で大日本イノキ化成工業㈱と契約。

△議案第9号▽

源清田小学校屋内運動場新築工事契約について

工費6千8百60万円(工期は来年3月5日)で輪盤崎工務店と契約。

△議案第10号▽

源清田小学校屋内運動場新築工事契約について

工費6千8百60万円(工期は来年3月5日)で輪盤崎工務店と契約。

△議案第11号▽

源清田小学校屋内運動場新築工事契約について

工費6千8百60万円(工期は来年3月5日)で輪盤崎工務店と契約。

△議案第12号▽

源清田小学校屋内運動場新築工事契約について

工費6千8百60万円(工期は来年3月5日)で輪盤崎工務店と契約。

△議案第13号▽

源清田小学校屋内運動場新築工事契約について

工費6千8百60万円(工期は来年3月5日)で輪盤崎工務店と契約。

△議案第14号▽

源清田小学校屋内運動場新築工事契約について

工費6千8百60万円(工期は来年3月5日)で輪盤崎工務店と契約。

△議案第15号▽

給食会計補正

6百49万6千円を追加し、予算総額では1億4千56万2千円となりました。

補正された主なものは、一般管理費1百84万5千円(ボイラ購入費50万円、設備修理代等80万円など)

給食費114百65万1千円(給食材料代)

この支出には繰越金で充当されます。

△議案第16号▽

学校給食センター廃水処理

淨化槽工事の契約について

総工費2千百44万円(工期は来年2月28日)で大日本イノキ化成工業㈱と契約。

△議案第17号▽

源清田小学校屋内運動場新築工事契約について

工費6千8百60万円(工期は来年3月5日)で輪盤崎工務店と契約。

△議案第18号▽

源清田小学校屋内運動場新築工事契約について

工費6千8百60万円(工期は来年3月5日)で輪盤崎工務店と契約。

△議案第19号▽

源清田小学校屋内運動場新築工事契約について

工費6千8百60万円(工期は来年3月5日)で輪盤崎工務店と契約。

△議案第20号▽

源清田小学校屋内運動場新築工事契約について

工費6千8百60万円(工期は来年3月5日)で輪盤崎工務店と契約。

△議案第21号▽

源清田小学校屋内運動場新築工事契約について

工費6千8百60万円(工期は来年3月5日)で輪盤崎工務店と契約。

△議案第22号▽

源清田小学校屋内運動場新築工事契約について

工費6千8百60万円(工期は来年3月5日)で輪盤崎工務店と契約。

△議案第23号▽

源清田小学校屋内運動場新築工事契約について

工費6千8百60万円(工期は来年3月5日)で輪盤崎工務店と契約。

△議案第24号▽

源清田小学校屋内運動場新築工事契約について

工費6千8百60万円(工期は来年3月5日)で輪盤崎工務店と契約。

△議案第25号▽

源清田小学校屋内運動場新築工事契約について

工費6千8百60万円(工期は来年3月5日)で輪盤崎工務店と契約。

△議案第26号▽

源清田小学校屋内運動場新築工事契約について

工費6千8百60万円(工期は来年3月5日)で輪盤崎工務店と契約。

△議案第27号▽

源清田小学校屋内運動場新築工事契約について

工費6千8百60万円(工期は来年3月5日)で輪盤崎工務店と契約。

△議案第28号▽

源清田小学校屋内運動場新築工事契約について

工費6千8百60万円(工期は来年3月5日)で輪盤崎工務店と契約。

△議案第29号▽

源清田小学校屋内運動場新築工事契約について

工費6千8百60万円(工期は来年3月5日)で輪盤崎工務店と契約。

△議案第30号▽

源清田小学校屋内運動場新築工事契約について

工費6千8百60万円(工期は来年3月5日)で輪盤崎工務店と契約。

△議案第31号▽

源清田小学校屋内運動場新築工事契約について

工費6千8百60万円(工期は来年3月5日)で輪盤崎工務店と契約。

△議案第32号▽

源清田小学校屋内運動場新築工事契約について

工費6千8百60万円(工期は来年3月5日)で輪盤崎工務店と契約。

△議案第33号▽

源清田小学校屋内運動場新築工事契約について

工費6千8百60万円(工期は来年3月5日)で輪盤崎工務店と契約。

△議案第34号▽

源清田小学校屋内運動場新築工事契約について

工費6千8百60万円(工期は来年3月5日)で輪盤崎工務店と契約。

△議案第35号▽

源清田小学校屋内運動場新築工事契約について

工費6千8百60万円(工期は来年3月5日)で輪盤崎工務店と契約。

△議案第36号▽

源清田小学校屋内運動場新築工事契約について

工費6千8百60万円(工期は来年3月5日)で輪盤崎工務店と契約。

△議案第37号▽

源清田小学校屋内運動場新築工事契約について

工費6千8百60万円(工期は来年3月5日)で輪盤崎工務店と契約。

△議案第38号▽

源清田小学校屋内運動場新築工事契約について

工費6千8百60万円(工期は来年3月5日)で輪盤崎工務店と契約。

△議案第39号▽

源清田小学校屋内運動場新築工事契約について

工費6千8百60万円(工期は来年3月5日)で輪盤崎工務店と契約。

△議案第40号▽

源清田小学校屋内運動場新築工事契約について

工費6千8百60万円(工期は来年3月5日)で輪盤崎工務店と契約。

△議案第41号▽

源清田小学校屋内運動場新築工事契約について

工費6千8百60万円(工期は来年3月5日)で輪盤崎工務店と契約。

△議案第42号▽

源清田小学校屋内運動場新築工事契約について

工費6千8百60万円(工期は来年3月5日)で輪盤崎工務店と契約。

△議案第43号▽

源清田小学校屋内運動場新築工事契約について

工費6千8百60万円(工期は来年3月5日)で輪盤崎工務店と契約。

△議案第44号▽

源清田小学校屋内運動場新築工事契約について

工費6千8百60万円(工期は来年3月5日)で輪盤崎工務店と契約。

△議案第45号▽

源清田小学校屋内運動場新築工事契約について

工費6千8百60万円(工期は来年3月5日)で輪盤崎工務店と契約。

△議案第46号▽

源清田小学校屋内運動場新築工事契約について

工費6千8百60万円(工期は来年3月5日)で輪盤崎工務店と契約。

△議案第47号▽

源清田小学校屋内運動場新築工事契約について

工費6千8百60万円(工期は来年3月5日)で輪盤崎工務店と契約。

△議案第48号▽

源清田小学校屋内運動場新築工事契約について

工費6千8百60万円(工期は来年3月5日)で輪盤崎工務店と契約。

△議案第49号▽

源清田小学校屋内運動場新築工事契約について

工費6千8百60万円(工期は来年3月5日)で輪盤崎工務店と契約。

△議案第50号▽

源清田小学校屋内運動場新築工事契約について

工費6千8百60万円(工期は来年3月5日)で輪盤崎工務店と契約。

△議案第51号▽

源清田小学校屋内運動場新築工事契約について

工費6千8百60万円(工期は来年3月5日)で輪盤崎工務店と契約。

△議案第52号▽

源清田小学校屋内運動場新築工事契約について

工費6千8百60万円(工期は来年3月5日)で輪盤崎工務店と契約。

△議案第53号▽

源清田小学校屋内運動場新築工事契約について

工費6千8百60万円(工期は来年3月5日)で輪盤崎工務店と契約。

△議案第54号▽

源清田小学校屋内運動場新築工事契約について

工費6千8百60万円(工期は来年3月5日)で輪盤崎工務店と契約。

△議案第55号▽

源清田小学校屋内運動場新築工事契約について

工費6千8百60万円(工期は来年3月5日)で輪盤崎工務店と契約。

△議案第56号▽

源清田小学校屋内運動場新築工事契約について

工費6千8百60万円(工期は来年3月5日)で輪盤崎工務店と契約。

△議案第57号▽

源清田小学校屋内運動場新築工事契約について

工費6千8百60万円(工期は来年3月5日)で輪盤崎工務店と契約。

△議案第58号▽

源清田小学校屋内運動場新築工事契約について

工費6千8百60万円(工期は来年3月5日)で輪盤崎工務店と契約。

△議案第59号▽

源清田小学校屋内運動場新築工事契約について

工費6千8百60万円(工期は来年3月5日)で輪盤崎工務店と契約

奨励金60キロ当り2,300円

昭和52年度産麦から60キロ
当り2千3百円の麦生産振興
奨励金が基本麦価により込み
れることになりました。
これで「奨励金はいつ打ち
切られるかわからない」、「
奨励金の交付が遅い」などと
いう問題がなくなりました。
契約生産奨励金も、小麦、
大麦、はだか麦に60キロ当り

麦を作ろう

ビール麦で約11,800円の手取り



ドリルシーダーによる麦の種まき

麦作りによる麦の種まき
昭和50年度産麦から60キロ
当り5百円の麦生産振興
奨励金が基本麦価により込み
れることになりました。
このほか共済掛金のうち約
7割（全国平均）まで国が負
担してくれます。

米作りより 麦作りを

昭和50年度の米作り一人一
日の報酬は5千8百円ですが
麦作りでは6千百円で、米作
りより3百円高いことが、農
林省の統計調査でわかりま
した。麦作りは、米作りに比べて
③ 幼児のいる家庭では、ス
トーブの周囲にかこいをする
④ 故障したり破損した器具
は使用しない。
⑤ 可燃性のガスや蒸気が発
生したり、たまるような場所
⑥ 器具の周囲をいつもきち
んと整理し、燃えやすいもの
⑦ 耐震自動消火装置を必ず

施設にも補助金が
麦作りのための基盤整備事
業や「ほ場」の排水、「彈丸
暗きよ」の工事、必要な機械
や施設にも補助金がされること
になりました。

また、災害を受けた時に支
払われるキロ当りの共済金
額は、いっきょに1・6倍強
に引きあがれます。

このほか共済掛金のうち約
7割（全国平均）まで国が負
担してくれます。

米作りより 麦作りを

暖房器具の 正しい使い方

- ① 出入口、通路、階段下など、邪魔になる場所では使用しない。
- ② カーテン、障子、フスマなど、燃えやすいものの近くや燃えやすいものが落ち下るおそれのある場所では使用しない。
- ③ 給油口のフタはきちんと閉めておく。
- ④ こぼれた油は必ずふきとること。
- ⑤ 点火は、油漏れがないことを確認してから行なう。
- ⑥ 使用中のストーブを持ち運んだり、ゆすったりしないこと。
- ⑦ ベットして使用する。

秋の全国火災予防運動

6百円がでるほか、ビール大
麦にも新たに2百40円がでる
ようになりました。

水田裏作で麦を作れば、60
キロ当り、小麦で約1万1千
5百円、ビール大麦で約1万
1千8百円の手取り額になります。

ストーブによる火災をなくそう

寒くなると一般家庭では石油の取扱い不注意による火災で
暖房器具が使用されます。それにともなって、暖房器具によ
る火災が急増しています。それを防ぐには、その器具に
火災では、ストーブによるもの最も多く、2千4百97件
コタツによるもの7百61件となっています。（昭和51年消
防白書より）

また、今年一、二月だけで
も20名以上の人人が、暖房器具
の使用方法を正しく学んでいます。
応じた正しい方があります。
取り扱い使用書や注意書き
をよく読んで、危険のないよ
う使用しましょう。

石油ストーブ

暖房器具には、その器具に
応じた正しい方があります。
取り扱い使用書や注意書き
をよく読んで、危険のないよ
う使用しましょう。

七つのポイント

- ⑦ 器具の点検、整備をめにする。
- ⑧ 洗たくものなどの乾燥器代わりに使わない。
- ⑨ ストーブによる火災の原因では、ストーブの周囲に燃えやすいものがあった。消し忘れた、転倒させた、などが大半を占めています。
- ⑩ また、ストーブの種類別では、石油ストーブが最も多く千8百30件、ついで電気ストーブ2千65件（50年の統計）となっています。
- ⑪ 石油ストーブを使うときは火をつけたままの給油は絶対に行なわない。
- ⑫ 給油は、油量計を見ながら行ない、こぼれないようにする。
- ⑬ 給油口のフタはきちんと閉めておく。
- ⑭ こぼれた油は必ずふきとること。
- ⑮ 点火は、油漏れがないことを確認してから行なう。
- ⑯ 使用中のストーブを持ち運んだり、ゆすったりしないこと。
- ⑰ ベットして使用する。

（農林省）

は近くに置かない。

は近くに置かない。

見直しましょう日本近海の幸

— 200カイリ時代の到来に備えて —

広い国土を持たず、まわりを海にかこまれたわが国は、どうしても蛋白源を魚に頼ることになります。漁獲高も一千五十五万トン（五十年）とこれまで世界のトップを独占し続けてきました。

このうち外国の二百カイリ区域の漁獲量は三百七十万トン、全体の三十九%と推定されます。その四分の三は、アメリカとソ連の水域で獲ったものです。

二百カイリ時代になって、これからは外國沿岸水域で勝手気ままに魚を獲ることはできなくなり、相手国があまり利用しない部分を、入漁料を払って、"頬んじとらせてもらう"という立場になつたわけです。

これまで外國の二百カイリ区域でとつていて三百七十万トンの魚が、すべてとれなくなるというわけではありませんが、こんごは遠洋漁業の水揚げ量が、全体として減るこ

二百カイリ時代に入つて「いったい、魚はどうなるのか」——私たち世界一の魚食民族にとつて大変気になる問題です。そこで、二百カイリ下での「世帯の魚地図と消費者作戦」を特集してみました。

創意と工夫で、"食卓革命"

とは避けられません。

ことしの漁業交渉の結果では、アメリカの水域で約一割

ソ連水域で三つ四割減ることになりました。

サケやマスなど、好きなだけ食卓に並べるということは

できなくなるかも知れません

が、見方によつてはいままで恵まれすぎていたともいえます。

これからは、日本近海で多くの

2百カイリ時代を乗り切ろう



量に覆れるイワシやサバなどを、損意工夫によって、おいしく食べるようにするなど、「おいしく食べる」ところが、サバ、イワシなどは、全体の三つ四割しか食卓にあげてもらえないもの。しかし、二百カイリ時代になつて魚が食べられない——そんなもの。で済ません工夫が必要あります。

サバやイワシも料理によって、おいしく食べられるもの。そのためカマボコやチクワに加工する技術も開拓されています。さらに牛のひき肉のような人工肉もつくられています。



日本の二百カイリ水域の広さは約三百八十六万平方キロで、日本人ほど魚を食べる国民はいません。食生活の中で魚の比重を世界の国々とも七番目の広さです。

この海域でとれる魚のなかでいちばん多くはスケトウダラで、その占める割合はわずか八以前後、水産国といわれているノルウェー・ヤスベインですら二十九%に足りません。

ところが日本は五十%前後を魚に頼っています。

小事業主の退職後のため

小規模企業共済に加入する

從業員の退職金は今や常識ですが、事業主でも退職するときがあります。

たとえば、第一線を引退し老後を楽しみたい、自分に万のことがあつたとき、経営の都合による工場や商店の閉鎖など……いろいろな場合があります。

、このような事態が起つたとき、事業主の生活安定をはかる退職金制度、それが、国でつくられた「小規

模企業共済」制度です。運営は、政府が全額を出資する小規模企業共済事業団がおこなっています。

将来にそないて「小規模企業共済制度」への加入をおすすめいたします。

(2) 共済金は退職所得扱い

制度の特色

- (1) 掛け金は全額が所得控除され、そつくり課税対象から除外されます。また、一年以内の前納掛け金も同様に控除されます。
- (2) 共済金は退職所得扱い



加入できる方

共済金の支払い

共済金が支払われるのは、次のような場合です。

- (1) 時常を使用する従業員が二十人以下（商業とサービス業は五人以下）の個人事業主および会社や企業組合、協業組合の役員がその法人の解散によりやめたとき。
- (2) 役員をやめたとき（死亡を含む）
- (3) 共済金B
- (4) 共済金A
- (5) 個人事業をやめたとき（死亡を含む）
- (6) 会社や企業組合、協業組合の役員がその法人の解散によりやめたとき。

遺族年金などの支給日が変ります

戦傷病者
戦没者遺族
等援護法による、遺族

年金及び遺族年金

扶助金を支給
高齢者一人につき月額一万一千円を十二ヶ月間支給される。

改正後：支給月の6日

が次のとおり

変更され

長して雇う場合、定年延長獎励金を支給
(1) 五十歳以上に定年を延長する場合、定年延長獎励金を支給
(2) 五十六歳以上に定年を延長する場合、定年延長獎励金を支給
(3) 五十五歳以上に定年を延長する場合、定年延長獎励金を支給

ますので、控除額が非常に大きくなります。
(3) 安全・確実
共済金額は法律によって定められており、その支払にも政府が最後まで責任をもつておりますが、最も重要なのが安全・確実です。
(4) 貸付制度
一定の資格者には、その掛け金の範囲内で即日貸付けが受けられる。簡便な貸付制度があります。

○ 毎月の掛け金は最高三万円から最低一千円までの範囲内です。
○ 加入後の増減額ができるほか前払いもできます。
○ 掛金は、事業団の代理店または委託団体の窓口で直接払込み方法と預金に座換による払い込みの方法があります。

あるいは解散以外の理由で退職したとき。
○ 役員が疾病や負傷、死亡による払い込みの方法があります。
○ 個人事業を配偶者や子に譲ったとき。
○ 役員が疾病や負傷、死亡による払い込みの方法があります。
○ 個人事業を会社組織にかえて、その役員にならないとした場合です。）

高齢者の雇用と安定延長を

よび会社や企業組合の役員の方がたです。ひとりで、あるいは家族または自由業の方も加入できます。

○ 個人事業を会社組織にかえて、その役員にならないとした場合です。）

（「人生五十年」は昔のことわが国の高齢人口はどうどんふえ、就業者の高齢化が急速にすんでいます。國では、高齢者社会に対応するため、高齢者の雇用を定年延長を行なう事業主に対する支援を行なっています。）

（1）五十五歳以上の高齢者を雇入れる場合、高齢者雇用奨励金を支給
（2）五十六歳以上に定年を延長する場合、定年延長奨励金を支給
（3）五十五歳以上に定年を延長する場合、定年延長奨励金を支給

（1）六十歳以上の定年を決めている事業主が、さらに定年後引き続き雇用の場合、继续雇用奨励金を支給
（2）労働者一人につき年額六万円（大企業四万五千円）が支給される。
（3）六十歳以上の定年を決めている事業主が、さらに定年後引き続き雇用の場合、继续雇用奨励金を支給

県知事賞受賞

生板スポーツ少年団

少子団を結成し、地域の体育向上と明るい社会づくりに貢献した。」ということにより受賞したもののです。



受賞対象となったスポーツ少年団の練習風景（左上から卓球、剣道、バレー）



- (1) 茨城県ばら賞は、
（イ）地域の連帯感又は住民間
の信頼関係を高める行為。
（ハ）地域環境の整備保全に寄
与する行為。
（ニ）地域の福祉増進、文化、
体育向上に寄与する行為。
など、豊かな地域づくりのた
めに地道な努力を重ねている
個人や団体に対し、茨城県知
事がほう賞するもので、今年
二月に結成したばかりの「生
板スポーツ少年団」が、見事
茨城県バラ賞に輝いた。
これは、「自主的にスポ」
- (2) 県内の各機関、団体等が一体
となって、交通安全对策を推
進するとともに、県民すべて
が交通安全思想を身につけ、正
しい交通ルールを守るこ
とを目的として、52年12月10
日から53年1月10日まで、年
末・年始の交通事故防止運動
が実施されます。
特に、この運動の重点目標
とするところは、
（1）交通三悪（飲酒運転・ス
ピード違反・無免許運転）
の追放。
歩行者と自転車利用者へ
追放しよう交通三悪



- (1) 地域の連帯感又は住民間
の信頼関係を高める行為。
（ハ）地域環境の整備保全に寄
与する行為。
（ニ）地域の福祉増進、文化、
体育向上に寄与する行為。
など、豊かな地域づくりのた
めに地道な努力を重ねている
個人や団体に対し、茨城県知
事がほう賞するもので、今年
二月に結成したばかりの「生
板スポーツ少年団」が、見事
茨城県バラ賞に輝いた。

これは、「自主的にスポ」

年末・年初の 交通事故防止

- （1）「交通安全ゆずりあい運動」の強化徹底。
（2）夜間ににおける交通事故の
防止。
（3）飲酒運転は絶対止まら
ぬため。
（4）「交通安全ゆずりあい運動」の強化徹底。



子どもと老人を中心の交
通事故防止。
（3）夜間ににおける交通事故の
防止。
（4）「交通安全ゆずりあい運
動」の強化徹底。



電話交換局が 本村に

河内村では、これまで一般
電話と地集電話の併用で電話
業務をすすめてきました。
しかし、これから当地域
の発展および要望にお応えす
るために、従来の設備では
不十分なため、かねてより新
電話交換局の建設をすすめ
まいりましたが、十月二十七
日に工事が終了し、即日、電
気通信部長と河内村長の記念
電話をもって、業務を開始
いたしました。

（竜ヶ崎電報電話局）

事業資金の融資

申込みは早目に

税金の知識

放映中

地元をうるおす「たばこ消費税」

国民金融公庫は、中小企業者に事業資金を融資している。政府関係の金融機関です。

年末を控えて、同公庫土浦支店では、貸出優勢をととのえて借り入れ申し込みを待っています。

ただ、申し込み時期が遅ますと年内に融資ができない場合もありますので、できるだけ早目に申し込みをよろしくお知らせします。

- (1) 貸付限度
- (2) 資金用途

- (3) 運転資金は五年以内、設備資金は七年以内
- (4) 保証人
- (5) 担保

- 五百円を超える申し込みについても原則として担保が必要です。

- その他の業種や資金用途によっては、有利な特別貸付の制度もあります。

- お気軽に、同公庫か地元商工会にご相談ください。

（竜ヶ崎税務署）

テレビで「メイコのくらしと税金」が放映されています。10月1日から来年3月25日までの毎週土曜日、フジテレビで、午前10時45分から11時まで放映されます。内容は、納税者の日常生活に係る深い税の知識や税金の使われかたをわかりやすく解説したもの。ぜひご覧ください。

ご存知ですか。たばこの税金は全部が国庫に入るではなく、地方のタバコ販売数量に応じて元のタバコ販売数量に応じて専売公社から納付されます。その額は、52年度で、本入り1箱につき市町村へ24円25銭、県へは13円80銭などとあります。たとえばあなたが1日に20本吸っているとしますと、

買いましょう

たばこは村内で買います。

たばこは村内でも買います。

たばこは村内でも買います。

たばこは村内でも買います。

たばこは村内でも買います。

たばこは村内でも買います。

たばこは村内でも買います。

たばこは村内でも買います。

四肢障害児と親は訴える

先天性四肢障害児父母の会

四肢障害児とは、生れつき手足、及びその指又は耳介の欠損している子どもをいいます。

症状としては、手足や指の欠損、ゆき、合指裂手、関節異状、発育不全など、さまざまですが、遺伝ではないらしくというものの原因が分っておりません。

「先天性異常=即ち遺伝である」との偏見が根強く、子どもや家族の受ける精神的苦痛は大変なものであります。

このような不幸な子をもつ親にとって、この苦しみを二度と繰り返したくない願い、子どもたちが親となったとき安心して子を生めるような社会を願う家族が寄りあい「先天性四肢障害児父母の会」が結成されています。

この会は、先天異常の原因が究明され、その発生の予防がなわれるよう親が自ら立ちあがり、行政にも働きかけて、四肢障害児をもつて悩んでいる方を少しでも救うことができれば……と、全国的に働きかけています。

現在、全国で356家族（県内では8家族）が参加しておりますが、決してこのような小数ではないとみられています。

このような不幸な子どもさんをおもちの方で入会を希望される方がいましたら、下記までご連絡ください。

〒306 古河市桜町9の2の202
代表者 佐藤 恵子
TEL 0280-22-5603

あなたの街です。自然です。

吸がらの投げ捨てはやめましょう。

Smokin' Clean
スモーキング・クリーン

日本草創公会



もつともつと長生を



第10回消防ボンブ操法大会

河内村消防ボンブ操法大会が
十一月十日に総合グラウンドに
おいて行なわれました。

成績は次のとおりです。
河内村消防ボンブ操法大会が
十一月十日に総合グラウンドに
おいて行なわれました。

いました。

寄 贈
堂々の入場式

郷土史料館

現在約60点集納

郷土のうもれた文化財をみなし
おし、大切に保存し、後世に伝
いようと、河内村文化財保護委
員会では、みなさんからの提供
をお待ちしておりますが、ご協
力により現在約60点の貴重な
資料が郷土史料館に保存されて
おります。

村内には、まだまだうもれた
文化財があると思われます。
ご協力をお願いします。

団員の規律
正しい消防
技術を練成
し、団体行
動が、正と強固な
消防精神
を養つて、
火災防ぎよ
上のいろいろ
な要求に
適応させる
ことを目的
に、第十回

このほど、長竿保育所の新
築記念に、と、源清田の鶴贈
崎工務店社長より暗幕が寄贈
されました。ありがとうございました。

生板小学校は教育研究指定
校として、44年から47年まで
「児童ひとりひとりの運動量
を高めるための効果的な指導
法」を、48年から50年までは
「体力を高めるための効率的
な指導過程」をテーマに研究
を重ね、51年には文部大臣賞な
ど三大賞を授賞した優秀校で
すが、今度は51年から研究を
重ねてきた「自主性を育てる
体育の指導」リサナウチ、自
分で考え、自分で判断し、個
個の努力目標を持ち、「自から
積極的に行動できる能力や態
度を、活動を通じて育成する
こと」についてその実践の成
果を発表する体育科公開研究
会を10月20日に行いました。
この公開研究会には、県内



第12回老人福祉大会

第一位	自動車ボンブの部 (出場六チーム)
第二位	可搬式ボンブの部 (出場十四チーム)
第三位	第六分團
第四位	第一分團
第五位	第二分團
第六位	第三分團

体育科公開研究会・生小

自主性を育てる体育の指導



書道、絵画、池花、農産物展示会場（大ホール）



書道、絵画、花、農産物展示会場（大ホール）



菊花展示場

文化祭

恒例の河内村文化祭は、今年は十一月十三日に、中央公民館を中心に行なわれます。書道、絵画、写真、農産物、菊花の展示、いけばな、将棋大会、茶道会、俳句会、競歩大会などのほか婦人による「手づくりコーナー」では、甘酒や、洋菓子などをつくって販賣者にサービスするなど、盛りだくさんの文化祭でした。



囲碁・将棋会場（研修場）



茶道会場（大ホール）

球技大会

昭和52年度の秋季村民球技大会は、年々エスカレートする野球熱にあおられ、各チームの参加を得、総合グランプリを中心に行なわれ、5戦を勝ち抜いたフェニックスB（下加納）チームが優勝を飾りました。

また、バレー・ボーラル熱も旺盛で16チームが参加、初出場ながら役場チームが優勝しました。成績は次のとおり。

○ 決勝

フェニックスB
準決勝 9-10 スターズ
フェニックスB コール
スターズ 13-19 片巻

○ 優勝 役場チーム
準優勝 生板Bチーム

昭和52年度分青色申告決算
および年末調整説明会が
12月8日午後1時から
河内村中央公民館にて
行なわれます。

今年も11

月20日から
12月15日まで
「歳末たすけあい募金運動」が行なわれます。

千円となっていますので、一
口3百円以上のご協力をお願
いいたします。

歳末助けあい

運動にご協力を

この運動

は、全国的に行なわれるもので、

ねたきり老人、心身障害者、被保護家庭や

年老いたかい愛情でたすけあい明るい正月を迎えるよう

に、という目的で行なわれる運動です。

今年の募金目標額は58万6千円となっていますので、いつも

青年研修所 13時30分～15時
役場前 9時30分～11時
青森市役所 13時30分～15時

46萬一千余円

赤い羽根募金

10月中に行なわれた「赤い羽根協同募金」は、みなさんのあたかい心の協力により、わざわざ46万1千7百7円の献金がありました。ご協力ありがとうございました。

赤い羽根募金

年末、年始のゴミ収集は次の通りです。ご協力を……。
年末は12月29日正午まで
年始は1月5日から平常通り

かめでて。 ◇ かける前に電話番号を確かめています。 ◇ 電話は上手に②

相手も迷惑します。メモ帳などを見ながら正しくダイヤルをします。 ◇ 受話器をあげたら合図の音を聞きましたよ。

「ツーッ」の音はダイヤルをして良い合図です。

鉛筆等でまわすことは間違います。 ◇ ダイヤルは正確に止めます。 ◇ ダイヤルをまわし終ってすぐ音がでないときはしばらく待ちましょう。

ましよう。



専修訓練課程（中卒以上）
機械課 40名
洋裁科 20名
(53年1月9日より受付けています)

選考方法

○ 高卒以上の者は面接、身

と音が入り切れてしまします。

○ 体検査のみ実施しますが、選考は随時行ない、定員になります。

○ 次第切りります。

○ その他の者は、53年3月

10日に筆記試験（国語・数学

）、面接、身体検査を実施し

○ 合格発表は53年3月18日になります。

○ 先方は忙しいかも知れません。

○ 「ツー・ツー」の呼び出

し音を10回以上お聞きください。

職安におたづねください。

献血に

ご協力を

県政移動相談

みなさんは、ふだん県の仕事について、ご不満や意見をお持ちではありませんか。

地方総合事務所は、みなさんのよき相談相手となり、県政とみなさんの生活の結びつきを深める大きなパイプ役を果しておられます。

このたび、みなさんから県の仕事についての要望、苦情、ご意見等をきくため、次により県政移動相談が実施されますので、お困りのことがありましたらぜひご利用ください。

○ 日 時 12月14日 10時～15時
○ 場 所 竜ヶ崎市役所
○ 相談事項 道路、住宅、交通事故、年金商工業、農業、公害、養豚、衛生の問題などです。

技能専門校

技能専門校とは、職業訓練法に基づき、就職に必要な技能者を養成する茨城県立の訓練施設です。

高等訓練課程（高卒以上）
電気工事科 30名
電子機器科 30名
自動車部科 30名
(10月3日より受付けています)

○ 10月3日より受付けています。

○ 10月3日より受付けています。